○今金町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成２９年6月３０日

規則第１４号

（趣旨）

第１条　この規則は、今金町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２９年今金町条例第１１号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第１の規則で定める事務）

第２条　条例別表第１の１の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（１）　今金町奨学資金貸付基金条例（昭和４６年今金町条例第３号）第８条第１項の奨学資金の貸付けの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

（２）　今金町奨学資金貸付基金条例第１２条の償還の猶予若しくは同条例第１３条の償還金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

（３）　今金町奨学資金貸付基金条例施行規則（昭和４６年今金町規則第５号）第６条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（４）　前３号に掲げるもののほか、今金町奨学資金貸付基金条例に基づく奨学資金の貸付け又は償還に関する事務

第３条　条例別表第１の２の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（１）　今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和４８年今金町条例第２１号）第５条の受給者証の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

（２）　今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第８条の医療に要する経費の支給に関する事務

（３）　今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第９条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（４）　今金町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和４８年今金町規則第１７号）第５条の受給者証の再交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第４条　条例別表第１の３の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（１）　今金町子ども医療費の助成に関する条例（平成２７年今金町条例第２４号）第４条第１項の受給者証の認定申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

（２）　今金町子ども医療費の助成に関する条例第７条第１項又は第２項の助成金の支払に関する事務

（３）　今金町子ども医療費の助成に関する条例第８条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（４）　今金町子ども医療費の助成に関する条例施行規則（平成２８年今金町規則第２号）第７条第１項の受給資格の確認に関する事務

第５条　条例別表第１の４の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（１）　今金町要保護・準要保護児童生徒援助費支給要綱（平成１６年今金町教委要綱第２号）第５条第１項の就学援助費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

（２）　今金町要保護・準要保護児童生徒援助費支給要綱第８条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

（３）　今金町要保護・準要保護児童生徒援助費支給要綱第９条の認定の取消し又は同要綱第１０条の就学援助費の返還に関する事務

（４）　前３号に掲げるもののほか、就学援助費の支給に関する事務

第６条　条例別表第１の５の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

（１）　今金町特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成１７年今金町教委要綱第１号）第５条の就学奨励費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

（２）　今金町特別支援教育就学奨励費支給要綱第７条の認定の取消し又は同要綱第８条の就学奨励費の返還に関する事務

（３）　前２号に掲げるもののほか、就学奨励費の支給に関する事務

（条例別表第２の規則で定める事務及び情報）

第７条　条例別表第２の１の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（１）　今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第５条の受給者証の交付申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る助成対象者又は当該助成対象者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア　住民票に記載された住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

イ　町民税（今金町税条例（昭和２９年今金町条例第１３号）第３条第１項第１号に掲げる町民税（個人に係るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報

（２）　今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第９条の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る前号に掲げる情報

（３）　今金町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第５条の受給者証の再交付申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る受給資格者又は当該受給資格者と同一の世帯に属する者に係る第１号に掲げる情報

第８条　条例別表第２の２の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（１）　今金町子ども医療費の助成に関する条例第４条第１項の受給者証の認定申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る受給資格者の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア　住民票に記載された住民票関係情報

イ　町民税に関する情報

（２）　今金町子ども医療費の助成に関する条例第８条の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る前号に掲げる情報

（３）　今金町子ども医療費の助成に関する条例施行規則第７条の受給資格の確認に関する事務　当該受給資格者の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る第１号に掲げる情報

（条例別表第３の規則で定める事務及び情報）

第９条　条例別表第３の１の項の規則で定める事務は、学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）第２４条の援助の対象となる者の認定に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、同条の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報とする。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）第１９条第１項の保護の実施等に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

（２）　住民票に記載された住民票関係情報

（３）　町民税に関する情報

第１０条　条例別表第３の２の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（１）　今金町奨学資金貸付基金条例第８条第１項の奨学資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア　生活保護実施関係情報

イ　住民票に記載された住民票関係情報

ウ　町民税に関する情報

（２）　今金町奨学資金貸付基金条例第１２条の償還の猶予又は同条例第１３条の償還金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該奨学資金の貸付けを受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る前号に掲げる情報

（３）　今金町奨学資金貸付基金条例施行規則第６条の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う奨学資金の貸付けを受けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る第１号に掲げる情報

（４）　今金町奨学資金貸付基金条例に基づく奨学資金の償還に関する事務　当該奨学資金の貸付けを受

けた者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る第１号に掲げる情報

第１１条　条例別表第３の３の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（1）　今金町要保護・準要保護児童生徒援助費支給要綱第５条第１項の就学援助費の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア　生活保護実施関係情報

イ　住民票に記載された住民票関係情報

ウ　町民税に関する情報

（2）　今金町要保護・準要保護児童生徒援助費支給要綱第８条の届出の受理に係る事実についての審査に関する事務　当該届出を行う受給者又は当該受給者と同一の世帯に属する者に係る前号に掲げる情報

（3）　今金町要保護・準要保護児童生徒援助費支給要綱第９条の認定の取消し又は同要綱第１０条の就学援助費の返還に関する事務　当該受給者又は当該受給者と同一の世帯に属する者に係る第１号に掲げる情報

第１２条　条例別表第３の４の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

（1）　今金町特別支援教育就学奨励費支給要綱第５条の就学奨励費の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う支給対象者又は当該支給対象者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア　生活保護実施関係情報

イ　住民票に記載された住民票関係情報

ウ　町民税に関する情報

（2）　今金町特別支援教育就学奨励費支給要綱第７条の認定の取消し又は同要綱第８条の就学奨励費の返還に関する事務　当該受給者又は当該受給者と同一の世帯に属する者に係る前号に掲げる情報

附　則

この規則は、平成２９年７月１日から施行する。